

災害事例

事故の型	墜落、転落	起因物	屋根等
発生状況	トンネル新設工事現場において、切羽付近のズリ積み作業を終了したドラグショベルが、次の作業（排水溝掘削作業）を行うため、坑口方向に約2m後進したところ、ドラグショベル右後方に立ち入っていた被災者の両足及び胴部をクローラーで轢いたもの。		
原因	<ol style="list-style-type: none"> 1 ドラグショベルを使用する作業について、立入禁止区域の設定やバリケードの設置、誘導者の配置等の災害防止対策を講じていなかったこと。 2 ドラグショベルを後進させる際に、後方確認が不十分であったこと。 3 ドラグショベルに近寄る際の合図やドラグショベルを後進する際の合図について、徹底されていなかったこと。 	対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 ドラグショベルを使用する作業について、運転中のドラグショベルに接触する恐れのある箇所に労働者が立ち入らないよう、バリケードの設置や誘導者の配置を行うこと。 2 ドラグショベルを使用する作業について、前進、後進の際の合図を徹底すること。また、ドラグショベルにバックカメラを設置する等して、後方の安全確認が行えるようにすること。 3 ドラグショベルを使用する作業の際の合図の励行等、現場内のルールについて、関係労働者への教育を徹底すること。



